**くらしの情報**

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

**ゴールデンウィーク期間中のマイナンバーカードに関する手続きについて**

問い合わせ 市民課住民異動担当 電話23-6079

　全国的な公的個人認証システムの更改作業の実施に伴い、次の期間において、マイナンバーカードに関する一部業務を休止します。

■期間

　令和5年4月29日（土曜日）から5月7日（日曜日）まで（5月1日（月曜日）・5月2日（火曜日）の開庁日も含む）

■実施できない手続き

▶ 電子証明書の発行、失効および更新

▶ マイナンバーカードの券面事項更新（氏名や住所に変更がある人）

▶ マイナンバーカードの暗証番号初期化（暗証番号が分からない人、暗証番号を規定回数以上間違えた人）（※1）

※１　スマートフォンアプリを用いたマルチコピー機による署名用電子証明書の暗証番号初期化サービスは利用できます。

■実施可能な手続き

▶ マイナンバーカードの交付（※２）

▶ マイナンバーカードの継続利用（転入と同時に氏名や住所に変更がある人）

▶ マイナンバーカードの有効期間変更および特例期間延長（※３）

▶ マイナンバーカードの一時停止の解除（※4）

※２　即日交付はできません。

　本人確認・暗証番号を確認した上で、後日、交付します。

※3　有効期間変更および特例期間延長手続きは実施できますが、その後の電子証明書の発行、失効更新はできません。

※４　一時停止解除の手続きはできますが、その後の電子証明書の発行、失効および更新はできません。

**木造住宅の耐震診断・改修費用と危険ブロック塀の除却費用を助成します**

問い合わせ 建築指導課指導担当　電話23-8057

　木造住宅の耐震診断・改修費用と、危険ブロック塀の除却費用を助成します。

■木造住宅の耐震診断費用助成

　木造住宅の耐震診断費用を助成します。

対象建築物　昭和56年5月31日以前に建築した3階建て以下の木造一戸建て住宅

負担金　8400円

※２００平方メートルを超える場合は、延べ床面積によって負担金が増額します。

受付期間　5月8日（月曜日）～令和6年1月31日（水曜日）

■木造住宅の耐震改修工事費用助成

　木造住宅の耐震改修工事や建て替え費用を助成します。

対象建築物　市が実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事や建て替えを行う住宅

※増築や減築を伴う改修工事は、補助対象外の場合があります。

補助金額　改修費用の5分の4（限度額100万円）

※併せて行う耐震改修工事以外の工事も、上乗せ助成します。

受付期間　5月8日（月曜日）～令和6年1月31日（木曜日）

■危険ブロック塀などの除却費用助成

　危険なブロック塀などを除却する工事費用を助成します。

除却対象　道路からの高さが1メートル以上（擁壁上の場合は0・4メートル以上）で、平成30年以降に市が実施した調査で「特に問題なし」以外に判定されたブロック塀

補助金額　除却工事に要した費用の6分の5

※除却部分の面積に対して、1平方メートル当たり9500円を乗じた額と、30万円のいずれか低い額が限度額となります。

受付期間　5月8日（月曜日）～令和6年2月29日（木曜日）

※各助成の受付件数には限りがありますので、事前に建築指導課または各総合支所地域振興課まで問い合わせください。